

○ 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業（介護予防訪問（通所）介護相当サービス）に係る加算（減算）等届出必要書類一覧表（新規・変更）

沖縄県介護保険広域連合（以下「広域連合」という。）の指定を受けた介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業実施事業所（介護予防訪問（通所）介護相当サービス実施事業所）について、次の内容の加算（減算）を算定しようとする場合には、事前に広域連合へ届け出が必要です。

算定の開始は、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月からとなります。また、広域連合構成市町村外に所在する事業所であっても、広域連合の指定を受けている事業所については届出が必要です。

① 届出に必要な書類（新規・変更） (1)～(3)の書類を提出してください。

- (1) 体制届
- (2) 体制状況等一覧表
- (3) その他添付書類(必要に応じて、下の表に掲げる書類を添付してください。)

加算の内容	添付書類	備考	
1 口腔連携強化加算	・ 口腔連携強化加算に関する届出書（別紙11）	/	
2 同一建物減算	・ 「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」（別紙10）		
3 介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算の届出については、処遇改善計画書の提出期限等が決められていますので、広域連合ウェブサイトに掲載する内容をご確認ください。		
（介護予防通所介護相当サービス） 第1号事業	1 人員欠如による減算（減算が解消した場合も含む。）	・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧（参考様式） ・ 事業所運営規程 ・ （看護職員の人員欠如が解消された場合）看護職員に係る資格証の写し	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧（参考様式1）については、人員欠如が生じた月（解消した場合には、解消した月）について添付してください。
	2 栄養アセスメント加算	・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧（参考様式） ・ 管理栄養士の資格証の写し	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧（参考様式）については、管理栄養士の配置状況がわかるように記載してください。
	3 口腔機能向上加算	・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧（参考様式）	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧（参考様式）については、言語聴覚士、歯科衛

		<ul style="list-style-type: none"> 言語聴覚士、歯科衛生士、看護師又は准看護師の資格証の写し 	生士、看護師又は准看護師の配置状況がわかるように記載してください。
4	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ)	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-7) 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式) サービス提供体制強化加算に関する確認書(別紙ケ7) 不要 介護福祉士の資格証の写し <p>【経験年数で算定する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業者経歴書等 <p>※ 採用年数が分かる書類を提出してください。</p>	別紙3については、前年の4月～2月分を提出してください。(前年度の実績が6月に満たない事業所は、届出日の属する月の前の直近3ヶ月分)
5	生活機能向上連携加算	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧(参考様式) 理学療法士等(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師)の資格を証明する書類 協力医療提供施設との協定書等の写し 	協定書等については、指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションを実施している医療提供施設との協定書等の写し
6	介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算の届出については、処遇改善計画書の提出期限等が決められていますので、広域連合ウェブサイトに掲載する内容をご確認ください。	

※ 体制等状況一覧表の加算(減算)項目(若年性認知症利用者受入加算、事業所評価加算等)に記載はあるが、上記の表に記載のない加算(減算)については、添付書類を提出いただく必要はありません。①の(1)～(2)に掲げる書類に必要な事項を記載して提出ください。

② 届出方法

郵送又は下記広域連合窓口まで直接ご持参ください。

【問い合わせ先】〒904-0398 読谷村字比謝缸 55 番地 比謝缸複合施設 2 階
沖縄県介護保険広域連合 計画推進課 指導係